

白川町デジタル地域通貨システム導入 及び運用支援業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

岐阜県白川町

1 目的

町内の店舗及び事業所限定で利用することのできるデジタル地域通貨を導入することで、地域経済の好循環を図るとともに、ポイント付与機能を活用し行政施策と連携することにより地域の活性化を図り、もって持続可能なまちづくりを目指すことを目的とする。

この要領は、デジタル地域通貨システムの導入及び運用を効率的かつ効果的に実施するため、本町に最も適した事業者を選定する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を示したものである。

2 業務概要

(1)業務名称

白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務

(2)業務内容

別紙1「白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

稼働予定日は、令和7年3月1日とする。

①導入 契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで

②運用 導入から令和9年3月31日まで（システムサービス利用料、レンタル料など）

(4)提案上限額

28,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3)本件公告の日から本件プロポーザルの日の前日までの期間に、岐阜県及び白川町の指名競争入札において指名停止を受けていない者であること。
- (4)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴

- 力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にある者でないこと。
- (6)国や地方公共団体、民間企業等におけるデジタル地域通貨システム導入実績があること。
- (7)デジタル地域通貨システムのトラブルについて速やかに現場対応ができる体制を整えていること。
- (8)契約期間中の業務は、原則としてプロポーザル提出書類を作成し、プレゼンテーションを実施した者と同じのスタッフが対応すること。
- ※ 共同企業体として参加する場合は、構成員である全ての事業者が上記(1)から(5)までの資格要件を全て満たしていること。

4 欠格要件

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1)1 申請者につき複数の申請をした場合
- (2)申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは選定委員に個別に接触した場合
- (3)申請書類に虚偽又は不正があった場合
- (4)申請書受付期限までに所定の書類が揃わなかった場合
- (5)その他不正な行為があった場合

5 スケジュール

契約候補者選定までのスケジュールは、以下のとおりとする。

項目	期日等	備考
公告	令和6年6月3日(月)	
質問書の受付期限	令和6年6月7日(金)午後5時	
質問書への回答	令和6年6月13日(木)	
参加申出書等提出期限	令和6年6月14日(金)午後5時	
企画提案書等提出期限	令和6年6月26日(水)午後5時	
プレゼンテーション	令和6年7月2日(火)	
選定結果の通知及び公表	令和6年7月上旬	
契約締結	令和6年7月中旬	

6 公募に関する質問事項の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和6年6月7日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

本要領13に記載している電子メールアドレス宛に、質問書（様式1）を提出すること。
口頭、電話での問い合わせには一切応じない。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容とあわせて本町のホームページに掲載する。

7 参加申出書の提出等

プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申出書（様式2）

②会社概要調書（様式3）

③定款の写し又は登記事項証明書

④同種・類似業務実績調書（様式4）

⑤税の滞納がないことを証明するもの

国税・地方税の納税証明書又は滞納のない証明書等。実施要領の公表以降に証明されたものに限る。

※共同企業体で参加する場合は、別に定める届出書（様式5）及び委任状（様式6）の提出、あわせて構成員全ての上記②～⑤に定める書類を添付すること。

※その他、町長が必要と認める書類について、追加提出を求めることがある。

(2) 提出方法

上記各1部を本要領13に記載する場所まで持参または郵送。郵送の場合は書留とする。

(3) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後5時まで。郵送の場合は当日の消印まで有効とする。

(4) 提出された書類の取扱い

①提出された書類は、契約相手方の候補者選定以外の目的で使用しない。

②提出された書類は、選考に必要な範囲において、複製を行うことがある。

③提出された書類は返却しない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

- ①企画提案書提出届（様式7） 10部（正本1部、副本9部）
 - ②企画提案書（任意様式） 10部（正本1部、副本9部）
仕様書に基づき、アピールポイントや業務実施工程等を明記すること。
 - ③提案見積書（様式8） 10部（正本1部、副本9部）
- ※副本は複写可。

(2) 提出方法

本要領13に記載する場所まで持参または郵送。郵送の場合は書留とする。

(3) 提出期限

令和6年6月26日（水）午後5時必着

(4) 提出された書類の取扱い

- ①提出された書類は、契約相手方の候補者選定以外の目的で使用しない。
- ②提出された書類は、選考に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

9 審査（プレゼンテーション）

参加資格要件を満たし、プロポーザル参加申出のあった者によるプレゼンテーションを、白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）として実施する。詳細は、企画提案書等を提出した者に別途通知する。

プレゼンテーションは、提案者による説明及び質疑応答を行うものとする。その内容は、提出した企画提案書の内容を説明、補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。企画提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項、必要に応じてアプリや機器等の操作感を説明するものとする。

- (1)実施日 令和6年7月2日（火）
- (2)実施場所 白川町役場第2会議室
- (3)実施時間 1提案者30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）
- (4)出席者 1提案者4名以内（実際に業務を担当する予定の者が出席するものとする）
- (5)審査順 企画提案書の受付順
- (6)その他 大型モニター及びHDMIケーブル等は町で用意する。
パソコン等その他必要な機器は提案者が用意すること。

10 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容について、選定委員が評価、採点する。各選定委員の合計点を得点とし、得点の最も高い提案者を契約候補者として選定する。

最高得点者が複数いる場合は、機能要件の充足度が高い提案者を最優秀者とする。この場合において、充足度も同点の場合は、提案金額の安価な提案者を最優秀者とする。

なお、審査結果に対する選定委員会への質疑、問い合わせには一切応じない。

(2) 審査基準

別紙2「白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務評価基準」のとおり

(3) 選定結果の通知及び公表

契約候補者を選定したときは、速やかに参加者全員にその結果を書面で通知するとともに、町ホームページに掲載し公表する。

11 契約の締結

契約候補者を選定された者は、本町と委託業務について契約に必要な事項を協議した後、委託契約を締結する。

なお、次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

(1) 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

(2) 契約締結時までに本要領3に定める参加資格を欠いていることが判明したとき

(3) 契約締結時までに本要領4に定める欠格要件に該当していることが判明したとき

(4) 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

(5) その他やむを得ない事情で契約の締結が不可能となったとき

12 その他

(1) 本プロポーザルは、あくまでも本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものであり、詳細については、契約候補者選定後、双方協議のうえ決定する。

(2) 書類の作成、提出等、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

(3) 参加者は、申出書の提出をもって本要領及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。

(4) 参加申出書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を提出すること。

(5) 書類提出後の差替え、訂正及び再提出は認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。

- (6)参加者が1者の場合は、プロポーザル手続を中止することがある。
- (7)契約及び支払い等に関する規定は、白川町契約規則及び白川町請負契約約款に準ずる。
- (8)本要領に定めのない事項については、仕様書によるものとする。

13 連絡先及び提出先

岐阜県加茂郡白川町河岐715番地（〒509-1192）

白川町役場 企画課商工観光係

電話：0574-72-1311

ファクシミリ：0574-72-1317

電子メール：kikaku@town.shirakawa.lg.jp